

平成24年分収支報告に係る政治資金監査報告書について
(総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分)

I. 政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果 (全体概要)

【総務大臣分】

区 分	団体数	割合
調査団体数	822 (前回 829)	
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	793 (前回 796)	96.5% (前回 96.0%)
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	11 (前回 7)	1.3% (前回 0.8%)
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	15 (前回 23)	1.8% (前回 2.8%)
(4) (2)及び(3)が複合したもの	3 (前回 3)	0.4% (前回 0.4%)

【都道府県選管分】(Q3関係)

区 分	団体数	割合
調査団体数	2,617 (前回 2,127)	
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	2,527 (前回 2,045)	96.5% (前回 96.1%)
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	23 (前回 19)	0.9% (前回 0.9%)
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	65 (前回 62)	2.5% (前回 2.9%)
(4) (2)及び(3)が複合したもの	2 (前回 1)	0.1% (前回 0.1%)

【参考：総務大臣分+都道府県選管分】

区 分	団体数	割合
調査団体数	3,439 (前回 2,956)	
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	3,320 (前回 2,841)	96.5% (前回 96.1%)
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	34 (前回 26)	1.0% (前回 0.9%)
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	80 (前回 85)	2.3% (前回 2.9%)
(4) (2)及び(3)が複合したもの	5 (前回 4)	0.2% (前回 0.1%)

Ⅱ. 政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果内訳（総務大臣分）

1. 全体概要

区 分	団体数	<参考>H③
平成24年分の収支報告書に併せて政治資金監査報告書の提出があった国会議員関係政治団体	822	829
記載例(1)の内容で提出されたもの (うち収支報告書に支出が計上されていないもの)	751 (34)	772 (26)
記載例(4)の内容で提出されたもの	42	24
記載例(2)の内容で提出されたもの	11	7
記載例(3)の内容で提出されたもの	15	23
記載例(2)及び(3)の内容の複合形で提出されたもの	3	3

(参考) 前回の政治資金監査報告書において指摘事項のあった団体の状況

平成23年分	団体数	}	→	平成24年分	団体数
記載例(2)	6			記載例(1)	1
	[1]			記載例(4)	0
				記載例(2)	5
				記載例(3)	0
				記載例(2)&(3)	0
平成23年分	団体数	}	→	平成24年分	団体数
記載例(3)	19			記載例(1)	10
	(2)、[2]			記載例(4)	0
				記載例(2)	0
				記載例(3)	8
				記載例(2)&(3)	1
平成23年分	団体数	}	→	平成24年分	団体数
記載例(2)&(3)	3			記載例(1)	0
				記載例(4)	0
				記載例(2)	1
				記載例(3)	0
				記載例(2)&(3)	2

※ () 書きの数値は解散団体数

[] 書きの数値は年の途中で国会議員関係政治団体でなくなった団体数

2. 個別事項別件数

(1) 会計帳簿に記載不備があったもの

指 摘 事 項	件 数	<参考>H②
① 支出を受けた者の氏名	1	4
② 支出を受けた者の住所	11	9
③ 支出の目的	2	2
④ 支出の金額	0	0
⑤ 支出の年月日	1	1
計	15	16

※ 複数の指摘事項がある団体があるため、上記の指摘件数の計と指摘団体数とは一致しない。

(2) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの

指 摘 事 項	件 数	<参考>H②
① 領収書等亡失等	16	24
② 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費	3	1
③ 当該団体に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載	1	0
④ 会計責任者が収支報告書に記載されていないとしている支出（東日本大震災関係）	0	1
計	20	26

3. 政治資金監査の実施場所

区 分	団体数	<参考>H②
① 主たる事務所で実施したもの	639	665
② 主たる事務所以外の場所で実施したもの	183	164
	(22.3%)	(19.8%)

4. 東日本大震災による影響を受けた団体

区 分	団体数	<参考>H②
① 収支報告書及び政治資金監査報告書の提出はあったが、領収書等が滅失したため、その写しの提出ができなかったもの	0	2

Ⅲ. 提出書類全般に係る不備等の状況（総務大臣分）

1. 収支報告書（支出部分）

- ・ 支出年月日、支出先、支出先所在地等の記載漏れ・記載誤り

2. 収支報告書以外の提出書類

- ・ 領収書等の写しなど収支報告書と併せて提出する書類の添付漏れ
- ・ 領収書等の写しの編纂がずさんで、各支出との対応関係が分かりにくい
- ・ 支出の一覧表及び残高証明書等、提出する必要のない書面の提出

Ⅳ. 政治資金監査報告書の記載不備等の状況（総務大臣分）

【注】下記2，3に掲げる「件数」は誤差があり得るほか、前回調査と今回調査とでは、調査母数に差があること、分析の精度にも差異が生じている可能性が否めないことに留意が必要。

1. 共通部分（形式審査時の指摘例等）

①あて名、氏名等

- ・ 国会議員関係政治団体の正式名称以外の名称を記載
- ・ 国会議員関係政治団体の代表者以外の氏名を記載
- ・ 自署かつ押印されていない
- ・ 研修修了年月日について、登録年月日を記載

②「1 監査の概要（1）～（3）」

- ・ 解散団体に係る収支報告書提出の根拠規定の記載誤り
- ・ 旧記載例（平成×年×月×日から平成×年×月×日）を使用していることによる監査対象期間の記載誤り
- ・ 政治資金監査の対象となる書類をすべて記載すべきなのに、一部書類の記載漏れ又は記載誤りがある等（1）及び（3）の書類名の記載不備

2. 「1 監査の概要（4）」（主たる事務所以外の場所で実施 183団体 H②164団体）

① マニュアルで例示している理由以外の理由が記載されていたもの

85団体 <参考>H②50団体

区 分	件数	<参考>H②
・解散（事務所閉鎖したため）	9件	6件
・効率的な実施のため	34件	19件
・監査に時間を要するため	5件	5件
・遠隔地であるため又は監査人の事務所が近いため	7件	4件
・会計帳簿等の関係書類を他の事務所等に保管しているため	14件	5件
・書類が少ないため	5件	3件
・理由の記載がないもの	6件	2件
・監査人自身の怪我等のため	1件	3件
・その他	4件	3件

※ 複数の理由を記載している団体があるため、件数の合計と該当団体数は一致しない。

② 具体の場所及び住所が記載されていないもの 89団体 <参考>H②82団体

区 分	件数	<参考>H②
・「監査人の事務所」、「議員会館」、「会計責任者の事務所」との記載又は他の政治団体名の記載にとどまり、住所の記載がないもの	75団体	78団体
・住所のみ記載しているもの	14団体	3団体
・場所も住所も記載していないもの	0団体	1団体

3. 「2 監査の結果」

（1）第1号監査事項（保存対象書類の確認）

<参考>H②

①保存されていた書類が列記されていないもの	7件	9件
うち「会計帳簿等の関係書類」と記載されているもの	7件	9件
②保存されていないはずの書類が明記されていたり、保存されているべき書類が明記されていないもの （支出がゼロにもかかわらず、「領収書等」などが列記されているものや、支出があるにもかかわらず「領収書等」などの関係書類の記載がないもの 等）	34件	44件
③「徴難明細書等」の用語の使い方が不正確なもの	47件	66件
④その他記載例以外の記述		
・「少額領収書等の宛名についての助言」や「収入の事実が無いこと」など記載例にそぐわない記載	32件	11件

(2) 第2号監査事項（会計帳簿の必要記載事項の確認）

〈参考〉H②③

①記載例(2)の「○○」部分について特異な記述があるもの		
・「住所の全てに記載不備・・・が見られたものの」	1件	1件
・「通信費等の宛先の記載不備が一部に見られたものの」	1件	0件
・記載不備の内容が記載されていない	1件	0件
・徴難明細書等により確認した旨の記載	1件	0件
②その他記載例以外の記述		
・会計帳簿を「会計帳簿等の関係書類」と記載	1件	0件
・「記載されているか不明」と記載	1件	0件
・支出のない旨の記載	2件	0件

(3) 第3号監査事項（収支報告書の必要記載事項の確認）

〈参考〉H②③

①保存されていないはずの書類が明記されていたり、保存されているべき書類が明記されていないもの、「徴難明細書等」などの用語の使い方が不正確なもの	86件	95件
②列記された書類が(1)に記載された保存書類と異なるもの	41件	46件
③その他記載例以外の記述		
・(3)の記載がないなど	3件	0件
・「領収書の支出の目的の記載不備が一部に見られた」旨の記載	1件	0件
・「表示されていたかについては不明」との記載	1件	0件
・「収入・支出の事実がないため該当ない」との記載	1件	0件
・「通帳」を確認書類に加えて記載しているもの	0件	2件

(4) 第4号監査事項（徴難明細書等の必要記載事項の確認）

〈参考〉H②③

①(4)の記載がないもの	15件	12件
②(1)及び(3)の記載との関係で整合的でなかったり、「徴難明細書等」の用語の使い方が不正確なもの (徴難明細書等が会計帳簿に基づき記載されていたとしながら(1)や(3)には徴難明細書の記載がないもの、支出がゼロにもかかわらず「徴難明細書等」が会計帳簿に基づき記載されていたとするもの 等)	55件	19件
③その他記載例以外の記述		
・書類名の誤り	3件	6件
・「記載されていたかについては不明」との記載	1件	0件
・「徴難明細書等を作成するよう指導した」など	0件	1件

(5) <別記> (会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出)

<参考>H②③

①領収書等亡失等一覧表関係		
・収支報告書の項目名と不一致 (水道光熱水費と記載)	0件	1件
・様式において「備考欄」とすべきところ「その事情」と項目名を記載しているもの	0件	1件

(6) その他 (「(5)」など任意の追記)

<参考>H②③

①高額領収書のヒアリングによる宛先の確認状況及び助言内容を記載	1件	2件
②支出目的及び支出年月日が記載されていない領収書についての指導内容を記載	2件	1件
③不備のある領収書を徴難明細書として処理	1件	0件
④今後収支の明細が判明し次第、本件報告書の訂正内容について監査を受けることを確認した旨の記載	1件	0件
⑤従たる事務所で実施した理由を記載	0件	1件

4. 「3 業務制限」

- | |
|--|
| ・ 使用人等が業務制限に該当しない旨を明記せずに、「〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) と私達との間には」などと記載しているもの |
|--|

V. 政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果内訳（都道府県選管分）

[注] 以下の質問項目によっては、感想にとどまっている回答が含まれることに留意。

1. 収支報告書及び当該報告書と併せて提出する書類について

Q 1. 収支報告書の「支出」に関する箇所について不備等を指摘する事項はありましたか？

(単位：選管数)

〈参考〉H23

●なかった	9	6
●あった	38	41
支出の金額が間違っていた	29	26
支出項目が間違っていた	25	20
支出の小計が間違っていた	26	19
収支報告書がまったく任意の様式により作成された	—	—
「経常経費（人件費を除く。）の内訳」又は「政治活動費の内訳」の添付漏れ	18	11
その他	24	22
(主なもの) ・領収書等の記載内容（支出年月日、氏名、住所、支出の目的等）との不一致 ・「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳」の添付漏れ ・様式その13（支出の総括表）の小計漏れ、備考欄への金額の記載漏れ ・様式その14（経常経費（人件費を除く。））の記載誤り ・様式その15（政治活動費）の記載誤り ・様式その16（本部又は支部に対して供与した交付金）の添付漏れ・記載不備 ・収支報告書内の表間突合の不一致 ・報告対象期間外（前年・翌年）の支出を計上 ・パソコン作成の収支報告書の文字の変換ミス及び文字切れ ・クレジットカード払いによる記載方法誤り ・支出総額が収入総額よりも多く、赤字になっているものがあった		

●上記の「あった」を選択したもののうち、特に今回大きく変化したものなどについて4団体から以下の回答があった。

- ・領収書の記載内容と収支報告書の記載内容の不一致
- ・小計の記載漏れが多い
- ・寄附、交付金の備考欄への記載漏れが多い
- ・支出金額の計算誤り
- ・様式その14、15の項目別区分の記載がない
- ・様式その16の添付漏れ・記載不備が例年どおり多い

※「あった」とする団体について

(単位：選管数)

不備等を指摘した団体の割合	1～3割	4～6割	7～10割	計
平成23年分に比し				
減っている	2	2	0	4
ほとんど変わらない	17	7	9	33
増えている	0	0	1	1
小計	19	9	10	38
不明				0

Q2. 収支報告書と併せて提出する書類について不備等を指摘する事項はありましたか？

(単位：選管数)

〈参考〉H23

●なかった	8	7
●あった	39	40
領収書等の写しの添付漏れがあった	30	31
領収書等を徴し難かった支出の明細書の添付漏れがあった	24	25
振込明細書に係る支出目的書の添付漏れがあった	25	23
政治資金監査報告書の提出義務を知らなかった	13	3
領収書等の編さんがずさんで、各支出との対応関係が分かりにくいものがあった	20	23
その他	10	15
(主なもの) ・研修未修了の登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書の提出 ・領収書の必要記載事項(支出の目的、金額、年月日)漏れ ・領収書等を徴し難かった支出の明細書への会計責任者の押印漏れ ・監査報告書の記述が実態と合っていない ・収支報告書と領収書等の記載内容の不一致 ・収支報告書に計上されていない領収書の写しの提出 ・領収書等の写しが薄く判読できない		

●上記の「あった」を選択したもののうち、特に今回大きく変化したものなどについて3団体から回答があった。

(主なもの) ・研修未修了の登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書の提出 ・振込明細書に係る支出目的書の添付漏れ
--

2. 政治資金監査報告書の記載内容について

Q 4. 政治資金監査報告書の基本的な記載内容（あて名、年月日等）について不備等を指摘する事項はありましたか？

（単位：選管数）

〈参考〉H23

●なかった	28	31
●あった	19	16
国会議員関係政治団体の名称が当該団体が都道府県選挙管理委員会に届け出た名称以外のもになっていた	9	6
代表者の氏名が当該団体の代表者名以外のもになっていた	4	4
登録政治資金監査人の署名が自署かつ押印されていなかった	5	7
登録番号が記載されていなかった	0	0
研修修了年月日が記載されていなかった	1	0
その他	10	7
（主なもの） <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査報告書の年月日が収支報告書の宣誓書の年月日より後の日付で記載 ・ 様式を簡略化するなど記載例と全く異なる監査報告書を提出 ・ 支出がないにも関わらず、記載例（1）を用いて支出を確認した旨を記述 ・ 監査報告書の年月日の記載漏れ ・ 監査対象期間の誤り 		

●上記の「あった」を選択したもののうち、特に今回大きく変化したものなどについて2団体から回答があった。

（主なもの） <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修修了年月日が記載されていなかった（研修未修了の登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書の提出に伴うもの）
--

Q 5. 政治資金監査報告書の「1. 監査の概要」の中で、不備等を指摘する事項はありましたか？

(単位：選管数)

〈参〉H23

●なかった	26	33
●あった	21	14
定期分の収支報告書で「平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書」と記載されていなかった	4	3
解散分の収支報告書で「平成×年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書」と記載されていなかった	13	8
政治資金監査対象書類が「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書」と記載されていなかった	7	5
登録政治資金監査人の責任において政治資金監査の結果を報告する書類が「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書」と記載されていなかった	6	4
政治資金監査を主たる事務所以外で実施した場合にその理由が明記されていなかった	4	2
その他	8	7
(主なもの) ・ 国会議員関係政治団体の名称の記載誤り (複数の政治団体を同一の登録政治資金監査人が監査している場合に多い事例) ・ 監査対象年の記載について、「前年」を記載する等の監査対象期間の記載誤り ・ 監査対象年の記載について、平成22年9月改定前のテキストの政治資金監査報告書記載例により「平成×年1月1日から平成×年12月31日まで」と記載 ・ 従前の記載例 (平成20年10月時の政治資金監査マニュアル) による政治資金監査報告書の提出 ・ 監査の実施場所について未記載		

- 上記の「あった」を選択したもののうち、特に今回大きく変化したものなどについて2団体から回答があった。

(主なもの) ・ 従前の記載例 (平成20年10月時の政治資金監査マニュアル) による政治資金監査報告書の提出
--

Q 6. 政治資金監査は、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行われなかった場合、実施場所を具体的に特定して、政治資金監査報告書の「1. 監査の概要（4）」に記載しなければなりません。

国会議員関係政治団体の主たる事務所で行われなかった政治資金監査のうち、住所が併記されていないものはありましたか？

(単位：選管数)

●すべての政治資金監査が主たる事務所で行われていた	5
---------------------------	---

※主たる事務所で行われなかった政治資金監査があったとする団体について

(単位：選管数)

住所が併記されていない割合 主たる事務所で行われなかった割合	全て併記されていた	1～3割併記されていない	4～6割併記されていない	7～10割併記されていない	計
1割	12	5	4	6	27
2割	1	4	1	0	6
3割	2	3	1	2	8
4割	0	0	0	1	1
5割以上	0	0	0	0	0
計	15	12	6	9	42

Q 7. 記載例（2）で政治資金監査報告書の提出があった政治団体のうち、「2 監査の結果」の（2）で、会計帳簿に記載不備があった事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等のうち該当する事項）を具体的に明記していない事例はありましたか？

(単位：選管数)

<参考>H23

●なかった	46	43
●あった	1(3件)	0

Q 8. 記載例（3）で政治資金監査報告書の提出があった政治団体のうち、領収書等の亡失等があるにもかかわらず、領収書等亡失等一覧表を添付していない政治資金監査報告書はありましたか？

(単位：選管数)

<参考>H23

●なかった	43	40
●あった	4(6件)	3(3件)

Q 9. 記載例（3）で政治資金監査報告書の提出があった政治団体のうち、（別記）に次の3例以外の事項が記載されていたものはありましたか？

- ・領収書等亡失等一覧表
- ・支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費
- ・当該団体に対して発行されたとは推認されない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの

（単位：選管数） <参考>H③

●なかった	47	43
●あった	0	1

Q10. 選挙管理委員会の立場として、登録政治資金監査人に対してアドバイスや改善を促したい点等がありますか？

（単位：選管数） <参考>H③

●ない	30	28
●ある	17	19

（主な意見等）

- ・収支報告書の必要記載事項（支出の目的、金額、年月日、支出を受けた者の氏名及び住所）と領収書等などとの突合の徹底（13選管）
- ・収支報告書に支出が計上されていないにもかかわらず、支出があった旨の記載があるなど事実と相違する記載が散見されることへの対処
- ・政治資金監査報告書チェックリストの記載に従って作成するよう指導の徹底
- ・収支報告書の訂正があったことに伴う政治資金監査報告書の訂正の徹底
- ・収支報告書の提出前に、収支報告書の計算を検算し、政治資金監査報告書の政治団体名、代表者名、適用条文を再度見直してからの提出の徹底（政治資金監査に関する信頼性が損なわれることが無いよう要望）
- ・政治資金監査報告書を作成する際の政治資金監査の内容・結果に合わせた記載例の活用の徹底

3. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応について（※回答時点の状況）

Q11. 収支報告書の支出の内容を訂正する際に、登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体はありましたか？

また、登録政治資金監査人の確認を受けることなく、収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体はありましたか？

(単位：選管数) <参考>H②

●収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体は存在しなかった	32	29
-------------------------------	----	----

(単位：選管数) <参考>H②

●登録政治資金監査人の確認を受けて収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体があった	3	5
支出の金額が訂正された	2	5
支出の項目が訂正された	0	0
支出の年月日が訂正された	1	1
支出自体が削除された	1	0
その他	1	1
・支出自体の追加		

(単位：選管数) <参考>H②

●登録政治資金監査人の確認を受けずに収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体があった	12	14
支出の金額が訂正された	7	9
支出の項目が訂正された	7	4
支出の年月日が訂正された	8	8
支出自体が削除された	3	1
その他	7	7
(主なもの)		
・支出を受けた者の名称及び住所の訂正		
・様式その13の備考欄の訂正		
・様式その14の追加作成		
・様式その16の欄の記入漏れの訂正		
・支出自体の追加		
・寄付者の区分の訂正		

Q12. 領収書等が再発行された場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じた場合に、登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体はありましたか？

また、登録政治資金監査人の確認を受けずに変更した政治団体はありましたか？

(単位：選管数) <参考>H②

●収支報告書自体に変更はないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じた政治団体は存在しなかった	4 2	4 4
--	-----	-----

(単位：選管数) <参考>H②

●登録政治資金監査人の確認を受けて支出の内容を証する書面を変更した政治団体があった	2	1
領収書等が再発行された	0	0
領収書等を徴し難い事情がないことが明らかになり、領収書等亡失等一覧表を作成した	1	0
その他	1	1

(単位：選管数) <参考>H②

●登録政治資金監査人の確認を受けないで支出の内容を証する書面を変更した政治団体があった	3	2
領収書等が再発行された	2	2
領収書等を徴し難い事情がないことが明らかになり、領収書等亡失等一覧表を作成した	1	1
その他	0	0

Q13. 政治資金監査の対象となった事実に変更はないが、政治資金監査報告書の記載誤りがあったため、「訂正後の政治資金監査報告書」を提出した政治団体はありましたか？

(単位：選管数) <参考>H②

●なかった	3 8	4 3
●あった	9	4
(記載誤りの具体的事例) ・政治資金監査対象年の訂正 ・政治資金監査報告書作成年月日の訂正 ・国会議員関係政治団体の名称の訂正 ・監査対象資料の訂正 (実際には領収書等を徴し難かった支出の明細書が不存在) ・解散団体に対する条文の訂正 ・監査の結果 (4) の記載漏れの訂正 ・収支が無い場合の記載例 (1) を用いた記載を訂正		

4. 少額領収書等の写しの開示制度について (※回答時点の状況)

Q14. 制度が始まって以来、公序良俗違反と認められたため不開示決定をした案件は？

(単位：選管数)

<参考>H23

●今のところない	47	47
●あった	0	0

Q15. 政治資金適正化委員会が具体的指針として示した事項以外で、公序良俗違反として検討すべきと考えられる事例はありますか？

(単位：選管数)

<参考>H23

●今のところない	47	47
●あった	0	0

Q16. 訴訟は？

(単位：選管数)

<参考>H23

●今のところない	47	47
●あった	0	0

5. その他

Q17. 政治資金適正化委員会に対する主な意見、要望等

(1) 研修等のあり方に係るもの

(単位：選管数)

・登録政治資金監査人に対する研修の充実、徹底	5
・Q&Aの充実	2

(2) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言及びその枠組みに係るもの

(単位：選管数)

・監査報告書の記載例が変更になったのに、旧記載例で提出する登録政治資金監査人に通知をしてほしい	1
・研修修了時に成果テストを実施し登録政治資金監査人の質を保持するようにしてほしい。また、一定のレベルに達しない登録政治資金監査人を指導・育成し、不備な監査報告書が提出されることがないようにしてほしい	1
・足し算や表間突合の誤りや、領収書等の写しの不備のある収支報告書が多数ありそのチェックに膨大な時間がかかることに加えて、政治資金監査報告書自体に収支報告書の内容の不一致や、対象年の誤りなどがあることから、都道府県選挙管理委員会の事務の増大に繋がっている。登録政治資金監査人の質の向上を図ったうえで、政治資金監査報告書の内容には都道府県選挙管理委員会が関知しないような仕組みを構築出来ないか	1
・政治資金監査報告書チェックリストなど登録政治資金監査人が用いるものはあるものの、選挙管理委員会が実施する政治資金監査報告書の形式審査については、どこまで厳格に確認し訂正依頼を行えばよいか、全国統一的な基準を示すべき	1

(3) その他

(単位：選管数)

・選挙管理委員会への定期的なメールの発出等連絡を密にしてほしい	1
・ホームページにある登録政治資金監査人の登録一覧は、研修済みの者だけを掲載できないか（ホームページに掲載されている研修修了済みではない登録政治資金監査人に政治資金監査を依頼し、監査報告書が作成された事例があったため）	1
・少額領収書等の写しの開示請求については、開示するための印影等の黒塗り作業が膨大であることから、期間の延長等についての特例を検討されたい	1

※ 回答方法は自由記載

6. 調査結果

1. 収支報告書（支出部分）について（Q1）

支出部分に関する不備については、全体的には減少傾向にあるものの（前回に比べれば減ったとする選管は4）、依然として、多くの選管から不備があった旨指摘されている（38選管）。

【総務大臣分も同様の事例あり】

2. 収支報告書と併せて提出する書類について（Q2）

依然として、領収書等の写しや徴難明細書等の添付漏れの類については多くの選管から指摘されており（39選管）、振込明細書に係る支出目的書の添付漏れについても依然として指摘されている（23選管→25選管）。

また、領収書等の写しの編さんがずさんで各支出との対応関係が分かりにくいものがあった旨の指摘も多い（20選管）。

【総務大臣分も同様の事例あり】

3. 政治資金監査報告書の記載について

（1）あて名、監査人名等の記載（Q4）

登録政治資金監査人の署名が自署でなかったり、かつ押印されていなかった不備や、あて名が国会議員関係政治団体の正式名称でない名称で記載されていたり、代表者ではない者の氏名を記載していたなど、依然として、基本的事項に係る不備の指摘は多い（16選管→19選管）。

【総務大臣分も同様の事例あり】

（2）監査の概要及び監査の結果の記載（Q5、7、8、9）

依然として、政治資金監査報告書による報告事項の趣旨や、用語の使い方について周知が徹底していなかったり、登録政治資金監査人の理解が必ずしも十分でなかったりすることにより、政治資金監査報告書の記載内容の齟齬があった旨指摘されている。

【総務大臣分も同様の事例あり】

また、少数ではあるが、領収書等亡失等一覧表が添付されていなかった事例（4選管6件）も報告されている。

（3）主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の記載（Q6）

政治資金監査の実施場所が主たる事務所と異なる場合には、その理由を具体的に記載し、実施場所を特定することとしているが、実施場所について住所が併記されていないものが依然として見受けられた（26選管→27選管）。

【総務大臣分も同様の事例あり】

VI. 政治資金監査報告書の記載不備等の是正に関する今後の対応方針（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分（案））

1. フォローアップ研修の充実

- 平成25年6月に改定した政治資金監査マニュアルの内容をホームページへの掲載やフォローアップ研修等の機会を通じ周知徹底
- フォローアップ研修においては、政治資金監査マニュアルに規定された記載例と異なる任意の様式で作成された政治資金監査報告書の例や、主たる事務所以外で政治資金監査を行った場合に、政治資金監査マニュアルで例示している理由以外の理由を記載していた例など、具体的な誤り事例等を重点的に紹介しながら積極的に注意を喚起

2. フォローアップ研修への積極的な参加の促進など

- より多くの登録政治資金監査人が参加できるよう、引き続き全国の各ブロックで開催するとともに、今年度と同様に開催実績のない地区で開催
- 日中に参加できない登録政治資金監査人のために夜間開催を継続するとともに、年度前半の研修に参加者が集中する状況を改善するため、今年度と同様に年度当初に通年開催計画（日時や場所を明記したもの）を公表
- 政治資金監査あるいは政治資金監査報告書の作成に関して判断が困難な事案があった場合には、政治資金適正化委員会へ照会するよう周知徹底

3. 関係士業団体との連携

- 関係士業団体が主催する士業者向け研修会等の機会も活用するなど、関係士業団体と連携

4. 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言及びその枠組みの構築

- 政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱した政治資金監査報告書が提出された場合等において、総務省及び都道府県選挙管理委員会の報告を求めるための確認項目（仮称）等に基づき、総務省及び都道府県選挙管理委員会から当委員会が報告を受けた場合には、当委員会は、登録政治資金監査人に対し、必要に応じて直接指導・助言を実施する枠組みを構築

5. 「政治資金監査に関するQ&A」の充実

- Q&Aを追加・改定した場合は、ホームページへの掲載やフォローアップ研修等の機会を通じ、速やかに周知徹底

6. 「政治資金監査報告書チェックリスト」の積極的活用の促進

- 既に多数の政治資金監査人に活用されている（活用した83.5%、今後活用していきたい97.3%（平成24年度登録政治資金監査人アンケート））ものの、一部の登録政治資金監査人に活用されていないため、引き続き、ホームページへの掲載やフォローアップ研修等の機会を通じ、積極的活用を促進

国会議員関係政治団体に関する収支報告書（平成24年分）受付時の 確認に係る都道府県選挙管理委員会事務担当者アンケート調査結果

Q 1. 収支報告書受付の際、添付書類である政治資金監査報告書に対する確認（形式審査）
について伺います。

（単位：選管数）

ア 収支報告書への政治資金監査報告書添付の有無の確認を除き、その他の確認を全く行っていない。	0
イ 収支報告書への政治資金監査報告書添付の有無の確認の他、何らかの確認を行っている。	47

Q 2. 政治資金監査報告書について、何らかの確認を行っている場合に、確認する際に参照している項目があるか伺います。

（単位：選管数）

ア 確認する項目の一覧表の様なものなど、確認する項目として定めているものがある。	9
イ 確認する項目として定めているものはない。	34
ウ その他	4
(主なもの) ・政治資金監査報告書記載例 ・政治資金適正化委員会のホームページに掲載されている政治資金監査チェックリスト ・政治資金監査マニュアル	

Q 3. 政治資金監査報告書に対する確認内容について伺います。(複数回答可)

(単位：選管数)

ア 政治資金監査報告書の日付は、領収書等の日付や宣誓書の日付と整合性がとれているか。	4 4
イ 政治資金監査報告書のあて名は、国会議員関係政治団体の正式名称及び代表者の氏名が記載されているか。	4 5
ウ 登録政治資金監査人の登録の真正性(登録番号、研修修了年月日等)。	6
エ 登録政治資金監査人本人の自署・押印があるか。	4 1
オ 解散団体については、「1 監査の概要」及び「2 監査の結果」の記載中、収支報告書の根拠規定を「法第17条第1項」としているか。	2 6
カ 「1 監査の概要」(1)及び(3)において、政治資金監査の対象とする書類を記載例どおり全て列記しているか。	1 7
キ 「1 監査の概要」(4)において、監査の実施場所が国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定しているか。	2 0
ク 「2 監査の結果」(1)及び(3)には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類のみが記載されているか。	1 4
ケ 政治資金適正化委員会が示している政治資金監査報告書チェックリストを基にチェックしている。	1 0
コ 政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)に示されている記載例(1)から(4)に従って作成されているかを一言一句チェックしている。	6
サ その他	0

Q 4. 政治資金監査報告書に対する確認後の対応について伺います。(複数回答可：収支報告書の訂正に基づく政治資金監査報告書の訂正も含む。)

(単位：選管数)

ア 指摘事項は無く、そのまま受領した。	28
イ 指摘をしたものの、会計責任者を通じた登録政治資金監査人への訂正依頼を行わず、そのまま受領した。	3
ウ 指摘事項について、会計責任者を通じた登録政治資金監査人への訂正依頼を行ったものの、登録政治資金監査人が応じなかったこと等により、訂正がなされないまま受領した。	2
エ 指摘事項について、会計責任者を通じた登録政治資金監査人への訂正依頼を行い、その訂正依頼に基づき登録政治資金監査人が訂正した政治資金監査報告書を受領した。	23
登録政治資金監査報告書の訂正の期限内対応状況	
期限内に行われた。	17
期限内に行われ無かった。	7
その他	2
オ その他	6
(主なもの) ・収支報告書受領後、再チェックの段階で訂正依頼を行った。 ・当県における収支報告書の受付は、地方事務局で行っていることから、県本庁事務局からの誤りの指摘は、提出期限後となる。 ・当初提出自体が期限を超過した。 ・(Q3. ア、イ及びエ以外について、) 政治資金監査報告書の内容に係る事項は、選管の形式審査の範囲外として確認は行っていない。 ・指摘事項について登録政治資金監査人に対して伝えるよう指導している。	